

【障害】特別地域加算 対象地域一覧（福岡県）

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域（利用者の居住地による区分）

※中山間地域等に居住している者に対して、訪問または相談サービスの提供が行われた場合に加算

令和4年4月1日現在

利用者居住地	
1	北九州市 馬島、藍島
2	福岡市 玄海島、小呂島、旧脇山村
4	久留米市 旧水縄村
6	飯塚市 旧筑穂町、旧穎田町
7	田川市 全域
8	柳川市 旧大和町、旧柳川市
9	八女市 全域
10	筑後市 旧羽犬塚町
13	豊前市 旧岩屋村
16	筑紫野市 平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19	宗像市 地島、大島
23	うきは市 旧姫治村、旧浮羽町
24	宮若市 旧吉川村、旧笠松村
25	嘉麻市 全域
26	朝倉市 旧高木村、旧上秋月村、旧松末村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27	みやま市 全域
28	糸島市 白糸、旧福吉村、旧志摩町
29	那珂川市 旧南畑村
31	篠栗町 萩尾
34	新宮町 相島
37	芦屋町 全域
41	小竹町 全域
42	鞍手町 全域
44	筑前町 三箇山
45	東峰村 全域
48	広川町 旧上広川村
49	香春町 全域
50	添田町 全域
52	川崎町 全域
53	大任町 全域
54	赤 村 全域
55	福智町 全域
57	みやこ町 全域
59	上毛町 全域
60	築上町 全域

糸田町 全域

大牟田市 全域（R6.3.31までの経過措置）

※旧柳川市及び糸田町はR4.4.1に追加

※対象となるサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

※特別地域加算を算定する場合は、別途交通費を徴収できません。